

# 議会報編集委員会 記録

1 日 時 令和元年7月11日(木)

開会 午前 9時58分

閉会 午前 11時04分

2 場 所 議会会議室

3 出席議員 10人

委 員 長	成 田 光 雄
副 委 員 長	尾 上 一 彦
委 員	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
委 員	金 谷 幸 則
委 員	泉 英 之
委 員	岡 部 享
委 員	押 田 大 祐
委 員	小 西 直 樹
委 員	松 井 桂 将

4 欠席議員 0人

## 5 職務のため出席した職員

### 【議会事務局】

事務局 長	島	静	一
理事(事務局次長)	浦	野	弘
参事(議事調査課長)	福	原	武
議事調査課長代理	石	黒	隆
議事調査課副主幹	朝	倉	雅
議事調査課調査係長	牧	野	仁
議事調査課主任	牧	石	真
議事調査課主任	田	伏	由

## 6 協議結果について

### 1 とやま市議会だより（No.61）の発行について

#### 協議の結果

表紙写真(第2案)、表紙ベースカラーは水色、紙面掲載写真などについて決めた。

木下議員の一般質問の紙面への掲載・非掲載については、委員会では結論を出さず、校了日まで、議員本人の動向も注視しながら、正副委員長が主となり議長への相談も含めて、検討していくこととなった。

## 7 会議の概要

- 委員長 皆さんおはようございます。  
委員各位には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、御苦労さまです。  
ただいまから、議会報編集委員会を開会いたします。  
協議に先立ち、委員会記録の署名委員に、小西委員、松井桂将委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、「とやま市議会だより（No.61）の発行について」であります。  
それでは、事務局から説明願います。
- 議事調査課長 それでは、とやま市議会だより第61号につきまして御説明させていただきます。  
レイアウトにつきましては、6月13日に開催いたしました議会報編集委員会でお決めいただいておりますけれども、その後、いろいろと状況の変化などもございまして、一部変更となっているところもございます。  
まず、今回のページ数ですが、全部で12ページとなっております。発行日はさきの議会報編集委員会でお決めいただいたとおり、8月20日となります。  
1ページ目の表紙写真ですが、これにつきましては後ほど御協議いただきます。

それからまた、表紙の色も後ほど決めていただきたいと思いますが、夏を意識いたしまして、現在は青色ということになっております。2ページは、6月定例会の概要を掲載しております。

まず上から、見出しに9億3,005万余円の補正予算を可決といたしまして、リード文は記載のとおりでございます。

その下に定例会の日程、それから、その少し斜め右下のほうになりますが、令和元年度予算の6月補正規模の表、それから可決しました主な議案を掲載しております。

写真は、初めて行われました予算決算委員会、後期全体会の様子ですとか、寄贈されましたオキナインコの写真、それから、写真ではないのですが、移転改築される呉羽保育所の完成イメージ図を掲載いたしております。

3ページは、可決いたしました意見書、請願の審議結果、議案などの会派別賛否一覧、委員会や諸会議の開催状況と、一番下段には、この議会報編集委員会と議会運営委員会の会議の様子の写真を掲載したいというふうに考えております。

4ページと5ページにかけましては、議会運営委員会と5つの常任委員会の一部を掲載しております。

まず4ページにつきましては、議会運営委員会と、初めて開催されました予算決算委員会と、4つの分科会の分科会長報告の一部を掲載しております。

写真は、予算案件の中から、八尾B&G海洋センタープールとエゴマの畑、あと橋のイラストの掲載を考えております。

5ページは、部門別4常任委員会の委員長報告の一部を掲載しております。

写真は、細入デイサービスセンターと改築される大沢野消防署の完成イメージ図を掲載しております。

6ページから9ページにかけては、今回質問されました21名の議員の一般質問の一部について掲載しております。

まず6ページにつきましては、柞山議員、高田真里議員、松井桂将議員、竹田議員、押田議員で、下段左側には、高田真里議員の質問から連想されるイメージ図を掲載しております。

7ページは、村石議員、江西議員、泉議員、尾上議員、金谷議員で、関連写真は電動エアガンなどを掲載しております。

8ページは、松井邦人議員、小西議員、久保議員、島議員、金井議員で、関連写真は太平橋の補修工事の様子を掲載しております。

9ページは、大島議員、木下議員、村上議員、松尾議員、東議員、赤星議員の一般質問の一部を掲載しております。

10ページ以降について前回の議会報編集委員会のときのレイアウトから若干変更になってきております。

まず10ページは、6月28日に御逝去されました石森議員について掲載しております。その右側には、議員協議会について掲載しております。

中段には、この6月定例会から始まりました予算決算委員会について掲載しております。写真は、後期全体会の分科会長報告の様子を掲載しております。

下段左側には、市議会の豆知識、今回は意見書について掲載しております。

それから、その右側は、議会だよりの発行日の変更についてお知らせしております。

次に、11ページにつきましては、傍聴、議会中継、会議録の閲覧や請願・陳情に関する御案内と、下段右側には、今回から次の定例会の日程の予定を掲載しております。これは発行が20日になりましたので、次の日程の予定を掲載できるようになったということで掲載しております。

最終12ページは、カラーページということ

で、今回は特集といたしまして、さきの議会報編集委員会で御協議いただきましたとおり、政務活動費の平成30年度の概要について掲載いたします。

内容につきましては、さきの議会報編集委員会でいろいろと御協議いただきまして、その際に御決定いただきました内容などを配布させていただいているところでございますので、御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長

それでは、表紙写真については後ほど協議することにしまして、その他、掲載内容について何か御意見はありませんか。

松井邦人委員

まず、4ページの建設分科会の下のところには橋のイラストと書いてあるのですが、今回、建設分科会で話されている大島橋の設計瑕疵についてというのは、むしろマイナスイメージな話なのかなという思いがありますので、その写真を載せず、例えば中規模ホールの写真に変えるのはどうでしょうか。

実際、8ページのところに太平橋の補修工事の様子という形で写真が載っているので、そういった点からも、橋に関する写真を2枚も載せる必要はないと思いますので、どちらか

にするか変えるかという形にしたほうがいいのではないかなと思います。

押田委員 建設分科会の話ですが、実は予算関係では、これ以外に載せるものがあまりなかったのです。松井委員の言われるとおり、瑕疵のあるものに対して載せるのはいかなものかなと、写真もどうかというふうには思うのですけれども、何か別のところでいいイラストがあれば入れかえてもいいのかなとは思っています。

委員長 議会事務局のほうはどうですか。

議事調査課長 写真がまずありません。それから、イラスト、完成イメージ図みたいなものもないということで、もしどうしても写真ということになれば、現状のものを撮りに行って載せるということになります。例えば中規模ホール整備予定地の写真とか、あるいは改築予定の西別院のところにあります公衆トイレの写真とか、そのような対応になるかと思っています。

委員長 今、議会事務局から言われた案ですけれども、ちょうど建設分科会のスペースがありますね。

押田委員 松井邦人委員が言われたとおり、瑕疵のもの

を載せるべきなのかどうなのかについては、皆さんの意見を伺いたいと思います。西別院については予定図等あるのではないかなと思うので、一度皆さんの意見を委員長から確認していただけますか。

松井桂将委員 今回の建設分科会のこの写真ははずして、今事務局が言われたように、総務文教分科会のところに中規模ホールの予定地を掲載するほうに切りかえてもいいのではないのでしょうか。

押田委員 でも、中規模ホールも予定地しか写真がなかったのでは。

委員長 今、松井桂将委員が言われたのは、総務文教分科会のところに中規模ホールの予定地の写真を載せてはどうかということです。

松井桂将委員 総務文教分科会に中規模ホールの整備の協議の記事が掲載されているので。

委員長 そうすると配置がずれますね。

（「厚生分科会の部分を下げれば大丈夫では」と発言する者あり）

委員長           ほかに何か御意見はありますか。  
まず、今、松井桂将委員が言われた中規模ホールの写真について、総務文教分科会の記事の下に入れるとレイアウトがずれますが可能ですか。

議事調査課長   総務文教分科会のところの下に写真を入れまして、厚生分科会の文字のところを下げます。厚生分科会のところにあります八尾B & G海洋センターのプールを、今の橋のイラストと書いてある横のほうへスライドさせます。それでおさまるかなというふうに考えます。

委員長           皆さんから他に意見がなければその案でどうでしょう。

押田委員       今の事務局からの提案のようになるとプールの写真が建設分科会に関するもののように見えそうなので、そこは委員長、副委員長と事務局で相談しながら、いいレイアウトをもう一度模索してもらって決めてもらえばいいと思います。

委員長           またわかりやすく表示したいと思います。  
ほかに御意見はありますか。

松井邦人委員 事務局に再度確認したいことがあるのですが、このとやま市議会だよりを発行する目的はどのようなことでしょうか。事務局から目的を聞きたいと思います。

議事調査課長 富山市議会報発行規程というのがございます。その中で、この議会報に関する事、それからこの編集委員会に関する事が決められております。

議会報の発行の目的につきましては、市議会活動の状況を広く市民に周知し、市議会に対する理解を深めることを目的とするというふうに規程の中では定められております。

松井邦人委員 それではもう一つ、市議会の議事録ということに関しては、必ず法的根拠があって書類に残さなければいけないというのはあると思うのですが、このとやま市議会だよりにおける、そういったものに対する法的縛りの有無についても確認したいと思います。

議事調査課長 本会議の会議録につきましては、地方自治法に定めがございます。ただ、議会報にどのような記事を掲載するかにつきましては法的な縛りはありませんので、この議会報編集委員会の中で委員の皆さんの総意で決めていただ

いて問題はないものというふうに考えております。

松井邦人委員　　そうであれば、皆さんも全会一致されたと思うのでわかっていると思うのですが、木下議員の記事をこの議会だよりに載せることが果たしていいのかどうか疑問に思います。

なぜかという、今、このとやま市議会だよりというのは、やはり市議会のことを広く皆さんに知ってもらおうというのが趣旨であり、そういった趣旨から考えると、今回の木下議員のことについて、たとえ一般質問を行ったからといっても、この議会報編集委員会で総意があれば載せる必要はないというふうに私は思いますので、皆さんの意見を聞かせてください。

小西委員　　確かに木下議員のやったことについては糾弾決議も上がっていますが、ただ、一般質問をしたときにはそういうものも明らかになっていませんでした。それから、質問も不当な質問ではないと思いますし、彼の行動と一致するかどうかは別として、当局からも答弁がしっかりとされているわけです。

この時点についてはやはりその時点の議会での動きですから、その点はきちっと市民に報

告して、それを判断されるのは市民のほうだというふうに思いますので、私は載せるべきだというふうに思います。

岡部委員

私も小西委員と同じ思いでありまして、最終的には議会の中で糾弾決議もされたと、全員が一致したということでありましてけれども、この木下議員が質問した時点では、議員としてのしっかりした活動をしているわけです。さらに言えば、今、出処進退は明らかにしていないということでもありますから、これはやはり別問題として考えるべきだというふうに思っています。これについてはやはり流すべきではないかというふうに思っています。

久保委員

皆さんとまず共有しなければいけないのは、本会議で糾弾決議を全会一致で決議したということの重みです。それをまず私たちは全員理解をしなければいけないと思うのです。よく請願などで討論をして議決をしたにもかかわらず、各種委員会に再度持ち込んできたりと、こういう議会軽視と思われがちな行為が続いています。問題は、この糾弾決議をもって木下議員の一般質問をどう捉えるかです。この質問をしているさなかに事務局の中に忍び込んで犯罪行為を繰り返していたという事

実もあるわけですし、それも私たちはどう受けとめるかということが大事だと思います。その上で、私個人としては、本人はまず請願の紹介議員をおりたいというようなことも言っておられましたし、そういった議案も本人が出されました。記者会見で、薄っぺらな人間で、私は腐敗してしまったと、そこまで語っておられるわけです。

まず、本人の意思が大事ではないかなと思います。個人的には私は載せる必要はないと思うのですが、これは本人に確認をした上で、本人が自分のやったことを振り返って、今回の一般質問、こういった記事については取り下げたいということがあれば、私は取り下げるべきではないかなというふうに思っています。

私たちだけで決めるとするのは難しい側面はありますが、本人の意見を聞くべきだというふうに思います。

松井邦人委員 今、久保委員が本人の意見を聞くべきという話をされましたけれども、そもそも1日から連絡もとれない、どこにいるかもわからないということが議員としてあるまじきことというふうに思います。  
それもそうですし、糾弾決議のところ、今

まで、過去から政務活動費の問題があって、富山市議会への信頼が失墜し、そういった中で、どう直していくかという気持ちで、とやま市議会だよりも含めて、どう一般の人たちに知ってもらおうかという努力をしてきたのがここ数年間の議会報編集委員会の立場だと思えます。

そういった立場から考えると、糾弾決議にも書いてありますけれども、富山市民からの信頼を再び失墜させ、富山市議会の不信感を増大させたことは取返しのつかない愚行だと考えます。そのことに対して小西委員も岡部委員も認めておられますよね。

たとえこのときは議員だったといえど、今、連絡もつかない人が議員という立場で考えられますか。そういったことを踏まえた状態で、これを8月20日以降に発行するというのは、富山市議会を陥れることになるのではないかと思います。

また、富山市民自身が木下議員が職にとどまっていることは絶対許さないという決議も私たちはしています。

そこまでしている中で、たとえこの時点で議員だった、一般質問の中身がまともだった、だからといって、載せるか載せないかは、今後の富山市議会をどうするかという観点から

考えるべきではないかなと思います。

委員長 今、松井邦人委員の意見がありました皆さんいかがですか。

小西委員 確かに糾弾決議をしたわけですが、それなら、議会報の中に糾弾決議という題目だけではなく、若干の中身も書いたらいいのではないのでしょうか。その上で、本会議での発言や質問についてはやはり市当局も答弁しているわけですし、これはインターネットを見れば全て後からでも皆さんわかるわけですから、そこで市民の皆さんが判断されるということです。ですから、私はやはり載せるべきだというふうに思います。

松井邦人委員 私も先ほど確認しましたが、議事録としては必ず残ります。ホームページにも残ります。あえて一般市民の方に届くとやま市議会だよりに載せる必要はないというふうに言っているのです。法的根拠がありますから、確認しようと思えば確認するすべはあります。しかし、このとやま市議会だよりはそのような法的根拠がありません。やはりこのとやま市議会だよりをつくる目的というのは、あくまでも富山市議会をよく知ってもらうという

のが本質だと思います。

そういった観点から考えると、あえてここは載せる必要はないというふうに思います。

押田委員

皆さんの言われるとおり、あるまじき行為だなというふうに思っております。

さきに言われた小西委員の、質問は不当ではない、そのときは大丈夫だったという意見もそうですし、岡部委員が言われた意見もそうだと思います。松井邦人委員の非常にお怒りの思いもそうですが、消すことに対してここで話し合っているのかどうかということに関してはちょっと疑問に思います。

私も、まちなかに行くと、なぜあの人の給料を払い続けるのか、あの人がなぜ議員であり続けるのか、職を剥奪することはできないのかという意見も聞きますが、今現在はそれは不可能だというふうに説明をしております。

確かに、この委員会の中では、載せる、載せないは自由といたしますか、この委員会の中での決定になると思いますし、発行する側の考え方にはなると思うのですけれども、もし消すということになるのであれば、それ相応の理由を書かないと消せないのではないのでしょうか。

ふたをしたのではないかというふうに言われ

るので、もしどうしても皆さんの意見で消すのであれば、それ相応の理由をしっかりここに記載をして消すべきかなと思います。

もしそれが出せない、書くことはあまり芳しくないということであれば、今回は糾弾決議の内容をしっかりと書いて掲載をするべきだなと思います。

久保委員

先ほど小西委員が言われたものにも同調するところはあるのですが、今定例会号の議会報には不法侵入等倫理観の欠如した問題行動が発覚した木下章広議員に対する糾弾決議というものが1行しか書かれていないのです。ここに関しては、しっかりと糾弾決議というものはどういうものなのかということや全会一致であったこと、こういったものはしっかりと、もう少し深く書くべきではないかなと思います。

その上で、私としては、よく日本共産党が言われていた市民目線という考え方からすると、やはり議会としてそれに対してどういう対応をしていくのかというようなメッセージは議会報に当然ながら載せるべきだと思います。それは議長になるのか、それともそれ以外の者になるのか、議運の委員長なのかもしれませんし、ちょっとどなたかはわかりませんが、

やはりあれだけ全国区で放送された以上は、この議会報の中でどなたかが触れるべきだと思います。

その上で、木下議員の質問を載せない場合には、先ほど押田委員が言われたように今回は掲載しないというような、一言を書いておく必要があるのではないかなと思います。

泉委員

僕もどうなのだろうという悩ましいところはあるのですが、これは議会だから許されるとかそういうことではなくて、まずは議員である前の、要は人間としての行為が不適切だったというところが一番の原因だと思います。そういった意味で、私はいつも市民目線と言いますし、新人議員ですから思うのですが、仮にこれが民間企業だった場合、私も社長ですから私の従業員がこういう行動を起こしたときには、普通は懲戒解雇です。そのぐらいに厳しい対処をするのです。ですから、私は、請願の紹介を取り消すということも反対しました。なぜかという、それだけ重い責任を持って請願を出している自身がもう違ったことを、不当行為をやっているところからです。いろんな皆さんの意見を聞きながらですが、私もやはり載せるべきではないと思います。

議事録とかインターネットにはしっかりと残るわけですから、議会報というのは、やはり建設的なもの、あるいはだめだったことをしっかりと反省して、それを市民に伝えるということが大事だと思うので、彼の一般質問を載せないほうがいいのではないかなというような思いになっています。

以上です。

金谷委員 私もそちらに賛成で、一般質問を削除して、一番最後に判断で削除しました、議事録には書いてありますと書けばいいのではないかなと思います。

松井邦人委員 泉委員の話で、少し脱線するかもしれませんが、私は請願人の名前を削除すべきだという思いで言いました。それはなぜかというと、議員であるまじき人間を議事録全てに残すと自体が議会の恥というふうに判断しているからです。

各派代表者会議のニュースを見たときに、堀江議員も言われましたけれども、議員以前、人として間違っていると、そういった言葉がニュースでも流れていました。

このとやま市議会だよりというのは、一般市民の方に市議会のことを知ってもらうのが趣

旨ということを見ると、やはり趣旨からは大きく反していると思いますので、消すべきです。

先ほど金谷委員が言われましたけれども、そういう理由を書いて、知りたい方はホームページなりを見てくださというふうには言えば、見ることは可能です。

だから、あくまでも、とやま市議会だよりとしては載せないという判断で正しいのではないかなと思います。

松井桂将委員

市議会だよりに木下議員の一般質問の内容を載せるか載せないかということについては、事務局からもありましたように、載せない根拠というか法律もないし、載せるという法律もありません。

今議会の中で、意見書の紹介議員を削除することについて議会としては認めないとしました。要は、そのまま紹介議員として残すということに決議をされているということです。なおかつ、糾弾決議についても、今途中であるというか、本人の所在が不明なゆえに、みずからの議員を辞職することを促した決議も、発効中であります。

今すぐここで載せるか載せないということについての前に、まず事務局に確認したいので

すが、少し事務局には負担にはなると思いますが、一般質問を載せたバージョン、カットしたバージョンという両方の形を作成するとして、校了日の締切りというのはいつごろになりますか。

議事調査課長 22日、再来週の月曜日になります。

松井桂将委員 そういうことであれば、今ここで決めるということではなくて、やはり本人もそれまでに進退を明らかにされれば、当然、やりとりがあるわけで、その中で、みずから取り下げるということについて、私としてはこれは認めないというか、意見書と一緒に、逆にきちっと残すべきという意見であります。

ですから、きょうこの場で結論というのは早いかなと思います。事務局には負担はかかると思いますが、今皆さんが言った意見を持ち帰っていただいて、22日、もう一回集まっていたかどうかということもあるのではないかなというふうに思います。

久保委員 今、載せるべきと言われている方もいらっしゃるし、載せるべきではないという方もいる中で、これは議会として大変大きな決断になってくると思います。ですから、こうい

う議論があったということについては委員長のほうからぜひ議長のほうにお伝えいただき、当委員会で最終結論を出すべきなのか、それ以外の、例えば各派代表者であったり、ほかの機関で検討すべき事案なのかということについては、議長の判断だと思しますので、委員長のほうから報告をしていただきたいなと思っております。また、私たちが考えておかなければならないこととして、本人がそれまでの間に辞職をした場合に、それでは載せるのか載せないのかということがあります。

これも同じような議論で、その当時は議員だったから載せるべきだという意見も当然ながら出てきますし、辞職した以上は、改めて名前や顔を市民にもう一度さらすことが本当に妥当なのかどうなのかというような考え方も出てくると思います。

そういったところを踏まえると、本人が辞職した場合にどうするのかということも検討しておかないといけないと思います。先ほど松井桂将委員が言われたように、本人が取り下げてほしい、自分の一般質問を載せないでほしいといった場合、逆に載せてくれといった場合に、私たちは今後、議会としてどう判断をしていくのかということについても少し検討していかなければいけないのではないかな

と思います。

それを全て当委員会が付託の範囲として実行できるのか、それともそれが越権というふうに、扱い切れないということであれば、ほかの検討場所を設けるということも必要になってくるのではないかなと思いますので、そこは委員長の方から事務局、議長と御検討いただくような形でどうでしょうか。

泉委員

それだと、事務局の方は負担が大きいと思います。今こういう段階で、委員として選ばれているわけですから、一旦委員の中で反対か賛成か賛否を問うて、その結論をもって議長に報告し、議長判断というところがやはり一番大切になってくるのかなと思います。また会派まで持って帰って意見を聞くというのも、時間的には非常に短い上、こんな言い方は何ですが、参議院選挙も控えており、各議員もなかなか日程がとれないと思います。ですから、やはり今、議決をとって、その旨を議長に報告し議長判断を仰ぐというのがベターではないでしょうか。以上です。

松井邦人委員

今の泉委員とは少し違うのですが、むしろ私たちは、それなりの責任を持って議会報編集委員という立場を任せられているということ

を考えると、やはりこれは多数決等云々ではなくて、委員会として一致した意見を発信していくべきだという思いがあります。

それと、先ほど松井桂将議員も言われましたけれども、やめる、やめないというのはあるかもしれないですが、その前に、1日から連絡がとれないという時点で、果たして本当にそれが議員なのか、その資質の問題が一番大きい理由です。

そういった人を果たして一般市民の会報に載せるべきなのでしょう。私は議員が来ていればいいのです。ですが、来ていませんし、連絡がとれません。それが議員としてあるまじきことだと思っています。だから、議会報に載せる資格がないのです。たとえそのときは議員だったといえど、議会報は発行する時期が8月以降であり、議会をやっていたときとは違いますので、載せるべきではないです。

尾上副委員長 今、さまざまな意見が出されております。多分載せてもだめだと言う市民もおられると思いますし、載せなくても臭い物にふたをしたのかと言われる市民もおられると思うのです。どちらが本当に正しくて、どちらが正しくないかというのは非常に難しいところもあると思うのですよね。

今言われたように、この議会報編集委員会の中で委員皆さんの意見をすり合わせて、その意見を持って議長のほうに答申を行うという形がとればベストだというふうに私も思います。それが載せるという結論になるか載せないという結論になるかというのがありますが、結局はどっちに転んでも多分いろんな意見が寄せられるのかなという気はしています。今、松井邦人委員が言われるように、連絡はとれていないのですが、電話もかかってきたこともありますし、電話番号もわかります。木下議員の連絡先は携帯電話になっていますので、何とかしてアポを取り、先ほど松井桂将委員が言われたように、本人の意向も確認し、載せないでくれと言われたから載せないのが正しいのかどうなのかという話もまた出てくるのだとは思うのですけれども、その辺りも含めて、どうか進めていくような形にさせていただけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。少し回りくどい方法だと思われるかもしれませんが。

岡部委員

尾上副委員長が言われるように、市民の皆さんからは私たちもいろいろな意見を聞いています。比較的批判が多いのですが、さまざまな意見があるということで、載せてもいろい

ろな意見が来る、削除しても意見が来るというふうに思います。

やはりこういう議論が委員会の中であったということが事実としてあるわけですから、そこはしっかりと市民に説明ができるというふうに思います。私は議員としての活動を抹殺してしまうというのはよくないのではないかとこのように思いますので、あえて載せているんな意見を頂戴するのも議会だよりの1つではないかなというふうにも考えております。

松井邦人委員 今、岡部委員が議員の活動を抹殺するという言葉を言われましたけれども、決してそういうことではありません。ホームページにも載っています。議事録にも今後未来永劫残ります。そういった意味では、木下議員が辞職するまでは、木下議員の活動は記録としては残ります。ただ、とやま市議会だよりに載せる必要がないと言っているのです。そこが大きく違います。議員の権限、それは認めます。それは議事録であり、ホームページにも載るのです。ただ、とやま市議会だよりは違います。

岡部委員 抹殺という言い方はちょっと適当ではなかったと思うのですけれども、あえて市議会だよ

りからも消すということをする必要があるか非常に私は疑問に思います。やはり出すべきところは出してしかるべきだと思います。やはりいろんな意見をもらうことも市議会だよりの1つだと思うのです。

松井邦人委員 私もいろんな意見をもらうのは正しいと思いますし、あえて載せなかったということに対する意見をもらう覚悟で消すべきだというふうに思っています。富山市議会をイメージダウンさせた責任は重いです。

押田委員 先ほど言ったことの繰返しになるのですが、今松井邦人委員のほうから強く載せるべきではないという意見が、そして岡部委員のほうで、いや、今現在も議員だからということだと思うのですが、議員としての活動だから載せるべきだという意見がありました。ですが、そもそもの糾弾決議に関して、この1行だけでいいのかという、そちらのほうはまず問題なのではないかなと思います。もっとしっかり載せなかった場合、なぜ載っているのだ、なぜ載っていないのだという議論が沸き起こるのではないかと思います。むしろそちらのほうをしっかりとお伝えすることによって、木下議員の話を書けるにしても

載せないにしても、むしろ載せないということであるのであれば、その理由を明確に出さないと、今度は反対派からも賛成派からも、両方からの同意が得られないのではないかなと思うのです。

まず明確にこういうことがありました、あるから載せないです、あるけれども載せたのですということが必要だと思います。

委員長

皆さんの意見の中で、載せる、載せないいずれにしても理由は必要だということがありましたので、それについては掲載しなければいけないなと思います。

ほかに意見はありますか。

押田委員

この議論のほかにですか。それともその他ということですか。

委員長

木下議員の一般質問の原稿についての話は、ほぼ皆さんからさまざまな意見をいただきまして、載せる、載せないという点で分かれており、総意ではありません。

私の思いは、この場で採決をとるとか、そういうことは考えておらず、岡部委員の言われるとおり、いろんな意見が出たということが本当に重要かと思います。

ただ、議会報編集委員会としての役割、また市民の皆さんへ直接伝えられるこの議会報の役割は、ここで私たちが皆さんの信頼を取り戻すための、1つのツールであったかと思えます。それが皆さんの意見が一致しないというのが少し残念な形かと思えます。

そういった部分ではまだちょっと時間がかかるのかなと思えます。

それで、尾上委員からも言われましたけれども、今言われた意見をまとめまして、例えば理由の部分、削除した場合には、ホームページに事実が載っているだとか、議事録に載っているとか、そういった表現の仕方を、残すにしてもこういった経緯で残さなければいけないという理由を表現できればいいかなと思えます。

皆さんの意見を参考にして、私たち、正副委員長や議会事務局と議長と相談して、こういった形になるのか考えたいと思えます。校了日が22日ということなので、それまで本人と連絡をとって、例えば本人から載せる、載せないについて何か意見を伺うことができれば、またそれを皆さんにお伝えして、そこでまた最終決定したいと思えます。

きょうにおいては、載せる、載せないというのは今すぐに決められない状態なので、その

旨も議長に報告しますし、報告する程度にとどめたいと考えています。

ただ、今皆さんからいただいた意見は、なるべく今回の議会報に反映したいと思しますので、その辺りを正副委員長で協議し、また議長に相談する時間をいただきたいと思います。木下議員本人と22日までの間に何か連絡がとれれば、この委員会で出た意見を彼に話をして、こういった意見もあるけれどもどうですかということ、本人が取り下げてもいいということになれば、また皆さんに相談して決めていきたいと思しますので、そのときはまたよろしくお願いします。

では、木下議員以外のところで何かありますか。

久保委員

5ページ目の総務文教委員会のところなのですが、まず専決処分についてのところで、反対討論が賛成討論より倍ほど書かれています。これは原案どおり承認したものであり、ボリューム的にはそろえていただきたいなというふうに思います。これだと、反対討論のほうが細かくいろんなことが書いてあるので、文字数の調整をしていただきたいです。

あとは、政務活動費の議員個人への支払いを求める請願の中で、これは多分議事録から取

られているのですが、2番目の委員ですね、  
下から3行目、今すぐ政務活動費の支払いを  
議員個人にしなければいけないとは言えない  
のではないかと思いますので、この「今すぐ」  
というのが入っていると、その上の段に  
「検討してほしいということであり」という  
ようなところがあると、今すぐではなかった  
ら検討すればいいではないかというふうに捉  
えられかねないので、個人的には今すぐとい  
う趣旨ではなかったので「今すぐ」の文言は  
消したらどうかなというふうに思います。  
私からは以上です。

押田委員

私のほうは、6ページ以降で、各一般質問の  
担当者の見出しの部分が少し気になります。  
6ページの一番上に、柞山議員の浸水対策と  
いうのがあるのですけれども、これは本当に  
浸水対策だけでいいのでしょうか。多分一般  
質問の中でそういうふうに言われたと思うの  
ですけれども、何に対するという注釈をつけ  
てあげるほうが市民のためにわかりやすくな  
るのではないかとということで、事務局には御  
面倒ですけれども、担当議員ともう少し話し  
てもらって、市民にわかりやすくされたい  
かがでしょうかという提案を出したいです。  
同じことが7ページの左角にある村石議員の

消防局があります。消防局の何かなというふうに思います。質問内容は心肺停止だったので、これは消防局、レスキューの救急活動についてとか、その辺りを話し合ってもいいのかなと思います。

同じことが言えるのが8ページ、9ページで、8ページのほうは松井邦人議員のほう、ここには社会インフラ（※）というのがあるのですけれども、社会インフラという言葉がわかりづらい方に対する注釈が下についていて、非常に市民にわかりやすいかなと思います。

一方、久保議員のものに関しては、公共マネジメントアクションプランとあり、マネジメントアクションプランがもしかしたらわからないのではないかなと思います。その場合は、同じように注釈をつけてあげないと、これはちょっとというふうに、全体の整合性がとれなくなってくるのではないかなというふうには思います。

あとは、さらに一番下で、今度は金井議員のたベキリンなのですけれども、私、ちょっと不勉強で、たベキリンが富山市で使っている食べるという字はもしかしたら漢字だったかな、それともこっちだったかなというのが思い出せないなので、もしこのままであればそれでいいですけれども、先ほどの消防局と一緒に

で、見出しがたベキリンのみになるとちょっとどうかと思います。

あともう1点、その隣に村上議員の質問がありますけれども、ひきこもりも一これも不勉強で申しわけないのですけれども、ひきこもりは漢字で書くべきなのか、平仮名で書くべきなのか、これは確認を一度していただきたいなというふうに思います。あわせて、あえてこう書かれているのかもしれないので、議員に聞いてみるといいかと思います。

委員長 平仮名でいいそうです。

押田委員 そうですか。事業の名前もありますので、不勉強で申しわけないです。

あと最後になりますけれども、問題の木下議員の一般質問について、見出しが富山市の情報化の取組み、「富山市の」と入っており、隣の東議員の一般質問では「本市の」になっています。これはどこかで整合性をとってもいいのかなというふうに思います。

細かいところばかりですが、以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

岡部委員 6ページの高田真里議員の関係のイラストについて、何かもう少しほのぼのとした、富山市内を歩きたくなるような写真みたいなものはないのかなという感じがしたのですけれども、どうでしょうか。

（「何を意味しているのかわからない」「ベンチの話」と発言する者あり）

岡部委員 あまり歩きたくなるような感じがしないかなと思います。

（「同じイラストだったら歩いているところがいいよね」と発言する者あり）

委員長 このイラストについては検討ということにします。

岡部委員 フラワーハンギングバスケットなどの文言も入っているから、その関連写真とかでもいいのかなとも思います。

委員長 ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

## 委員長

なければ、ただいま皆さんの御意見をお聞きしましたが、少し整理したいと思います。

まず最初に、4ページのところで指摘があった写真の入れかえですね。建設分科会の写真を取って、総務文教分科会のほうに中規模ホール関係の写真を載せるということで御意見がありました。

それと、詳細な部分で、5ページ目の反対討論と賛成討論のバランス、あと、今すぐという言葉のところがふさわしくないという意見、それと6ページ目、7ページ目、8ページ目、9ページ目と、細かいところの指摘がありました。これについてまた修正、検討していきたいと思います。

それと、木下議員の一般質問の原稿についてですけれども、載せる、載せないは意見が分かれており、総意ではありませんでした。皆さんからいただいた意見には、取る、取らないにしても説明が必要である、2ページ目の糾弾決議の内容についても詳細を載せるべきというものがありました。いろんな意見をいただいたので、これも正副委員長並びに議会事務局と相談の上、また修正していきたいと思います。

そして、最終校了日の22日までに木下議員と連絡がとれて、この委員会で話し合われた

ことを報告し、本人の意向も聞ければまた皆さんにお伝えし、相談していきたいと考えております。

そのように進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小西委員 相談するというのはどういう方法でされるのですか。

委員長 それも含めて、議長と相談して進めていきたいと思っています。

押田委員 10ページ、とやま市議会だよりからのお知らせと書いてある部分に、ペロリッチのイラストがあるのですけれども、これがちょっと雑かと思います。富山市議会からの吹出しの縁が枠にかかっているのと、かかっていないところがあるので、センタリングに近くしてもらおうことと、下のせっかく一番重要な、今後は9月定例会の発行日、11月20日というところが圧縮がかかっていますよね。文字にイラストをかけるのはまず考えられないので、前後にずらしてセンタリングとか、下詰めをかけていただくとか、ちょっと細かいことで申しわけないですけれども、その辺りを含めた全体も見ていってください。お願いし

ます。

委員長

ありがとうございます。

10ページ目も指摘がありましたので、直していきたいと思います。

皆さん、いかがですか。そのように進めていきたいと思っております。

異議がなければ、次に進めたいと思います。

次に、表紙写真案について、事務局から説明願います。

議事調査課長

それでは、まず第1案ですが、地域自主運行バスとして運行を開始しました堀川南地域コミュニティバスの出発地の様子を第1案としております。

次の第2案は、7月1日に施行されましたカラス被害防止条例における餌やり禁止の周知のために、ことし5月から富山城址公園内に設置が開始されました、市長のほっとエッセイにもありましたけれども、遊び心に満ちた看板のニュースでございます。

それから、第3案は、富山市民プラザ大手町農園ミツバチプロジェクトとしまして、市民プラザ屋上で行っている養蜂事業で、写真は富山商業高校の学生が遠心分離機を使って蜜を採取している様子などでございます。

それから、表紙の色ですが、現在は水色になっておりますが、変更も可能ですので、これもあわせて御協議いただければと思います。以上でございます。

委員長 表紙写真案について、表紙の色を含めて何か御意見はありませんか。

松井桂将委員 第1、第2、第3で、どれを表紙にするか先に選んでから協議したほうが効率よくないでしょうか。

委員長 それでは、まず、この3つの案から多数決で決定したいと思います。  
まず第1案「地域自主運行バスとして運行を開始した堀川南地域コミュニティバス」がよろしい方は挙手をお願いいたします。

〔挙手2名〕

委員長 次に、第2案「富山城址公園に設置された「カラスの侵入禁止」の看板」がよろしい方は挙手をお願いいたします。

〔挙手6名〕

委員長 最後に、第3案「富山市民プラザ大手町農園  
ミツバチプロジェクト」がよろしい方は挙手  
をお願いします。

〔挙手1名〕

委員長 それでは、今回の表紙写真は、第2案「富山  
城址公園に設置された「カラスの侵入禁止」  
の看板」に決定いたします。

押田委員 今、松井邦人委員と少し話をしている、色補  
正の話で、修正したりいたしますということ  
なので安心はしているのですけれども、門の  
棧の下といいますか、本当に門をくぐるこ  
ろのあたりの暗さをきっちりとした修正を加  
えていただけたら幸いです。  
それと、表紙上半分の部分なのですけれども、  
上の余白と下の余白のバランスが非常に悪い  
ところの修正を事務局の方お願いしたいので  
すがどうでしょうか。  
上の余白の部分と下の余白の部分のバランス  
のとり方に差があるので、もう少し上にあげ  
てもでもいいのではないかなと思います。ペ  
ロリッチの下の部分など、全体的にもう少し  
上なのではないかなと思います。

議事調査課長 今の枠は縮小をかけているのでこうなっていますので、実際のものは用紙いっぱいになります。

押田委員 全体的にこの枠は多分固定の枠ですけれども、今回から表紙のとやま市議会だよりの部分を少しだけ上げて大丈夫なのではないかなと思うのですがどうでしょうか。実務の話になって、委員会でする話ではないとは思いますが。

松井邦人委員 表紙に写真を載せるときに、条例が制定されたということぐらい書いておいていただかないと、ただこれだけ載っているとよくわからないと思いますので、いついつから条例が制定されてこういう写真になっているということをしかりと説明をつけておいていただきたいなと思います。

委員長 今いただいた意見のほかに何かありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にしたいと思います。以上で、掲載内容に係る協議は終了いたしました。

この際、ほかに何か御意見はありませんか。

久保委員

特集のところなのですが、趣旨は、この棒グラフのところは何に使ったかと、どういう活動をしたかということですよ。ところが、その下の、政務活動費を使われなかった方については交付したかどうかというような文言が書いてあるのですが、本質的には政務活動費を使用した活動実績がないということかと思えます。要は、活動していないというのが市民の皆さんには重要なことではないでしょうか。交付したかどうかはどうでもいい話で、この人たちは政務活動費を使って調査活動をしていないという表記のほうが私は正しいのではないかなと思えます。

実際この方はどういうふうに議員活動をされているのか私は一切知りませんが、こういった与えられたものを使った議員としての調査活動を行っていないということです。これは政務活動費をどう使っているかというグラフですから、私はそういう表現のほうがいいかと思えます。別に議員活動をしていないとは言っていないです。政務活動費を使った議員活動をしていないということは市民の皆さんにも知っていただいて、交付をしたかどうかなんていうのは私は関係ないと思えますので、

そこについてはその表記のほうがいいのではないかなと思います。

松井邦人委員 確かに、今久保委員が言われたのは正しいのかなと思います。ただ、多分政務活動費を使わなくてもされているのだろうということを推測すると、表現だけをちゃんとしておいてあげればいいのではないのでしょうか。

久保委員 いや、しているかどうか僕らはわかりません。

松井邦人委員 多分されているという前提で、政務活動費を活用しての活動はしていないというふうに書けばいいのかなというふうに思います。

委員長 参考にします。

泉委員 お願いがあるのですが、議会報編集委員会に関しての日程なのですが、あらかじめ予備として我々の日程もちょっと伺っていただきたいのです。あらかじめ聞いていけばいいのですが、予定もありますので、ほんと決められると。

（「この間するときにもう聞いていた」と発言

する者あり)

泉委員           そうでしたね。すみません。

岡部委員           今の久保委員の表記の仕方については、ちょっとデリケートなところがあるので、注意して、いかにも活動していないみたいな書き方をされないように、よろしくお願ひしたいと思います。

小西委員           私は今のものはこの文章でいいのではないかなと思うのですけれどもね。申請していませんとか全額返納しましたとか、事実を出しているわけです。活動していないかどうかはわからないわけですから、そこまで書かなくてもいいのではないかなと思います。

久保委員           政務活動費を使ってどのような活動をしているのかということを知りたいわけですから、交付をしたかどうかということではなくて、これは政務活動費を使った議員活動をしていませんと書くのが正当ですよ。ね。  
私たち、ほかの議員も全部そうです。使っているところも踏まえて、これ以外にお金を使わずに議員活動をしていることは多々あるわ

けですから、それはもう当然な話で、あくまでこれは政務活動費を使ったかどうか、使ってどのような活動をしたかの話ですので、小西委員の言われていることは私はちょっと理解しかねる部分があります。

委員長

ほかに意見がないようでしたら、これで本日の協議事項は全て終了しました。  
これをもって、議会報編集委員会を閉会いたします。

令和元年7月11日  
議会報編集委員会 記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 小西直樹

署名委員 松井桂将